

抵当権抹消 手続きのご案内

当ホームページをご覧くださいありがとうございます。
郵送にて手続きを進める際の手続きの流れをご説明させていただきます。

① お電話、またはメールにて事前にご連絡ください。

電話 045-988-1955
E-mail info@aoba-office.net (おすすめ)

② 抹消書類をご郵送ください

- ご返済時に金融機関より返却された書類一式
- 抹消登記委任状（次の頁をプリントアウトしたもの）
 - ・ の部分をご記入ください（日付は記入日で構いません）
 - ・ ○の部分に押印（認印でも構いません・シャチハタは不可です）
- 身分証明書（運転免許証・保険証など）のコピー
- 登記上の住所と現在の住所が変更になっている場合は、住民票
（ご依頼いただければ、こちらで取得もできます。ご相談ください）

③ 書類確認後、当事務所から正式な登記費用をご連絡します。

④ 登記費用のお振込み確認後、法務局へ登記申請いたします。

⑤ 登記完了後、関係書類をご自宅宛にご郵送いたします。
（これで手続きは終了となります）

ご不明な点などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また書類をご郵送される際は、お電話またはメールにて事前ご連絡の上、
簡易書留郵便など記録の残る方法でご郵送ください。よろしく願いいたします。

封筒用ラベル

〒227-0062
横浜市青葉区青葉台1丁目6-13
ケントロンビル4階

堀江司法書士事務所 宛
（抹消書類 在中）

委任状



訂正印

横浜市青葉区青葉台一丁目6番地13
ケントロンビル4階

司法書士 堀江 康之

私は上記の者を代理人と定め、下記登記申請に関する一切の権限を委任します。

記

1. 平成 年 月 日付け 登記原因証明情報 記載のとおり

抵当権 抹消 登記申請に関する一切の件

1. 原本還付請求に関する一切の件

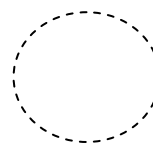
下記不動産の所有権登記名義人表示（変更・更正）登記に関する一切の件

平成 年 月 日

委任者

住所

氏名



(押印)

電話番号

E-mail

※ メールアドレスを記載いただければ、手続き費用をメールでご連絡させていただきます。